

オホーツク地域河川汚濁問題連絡協議会設置要領

(名 称)

第1条 この協議会は、オホーツク地域河川汚濁問題連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、河川に関わる国及び道の工事において、漁業資源等に悪影響をもたらすことがないように、情報の収集、連絡を行うことにより、河川汚濁防止対策を推進し、もってオホーツク地域の河川環境の保全を期することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前項の目的を達成するため、次の事項について連絡協議を行う。

- 1 河川の汚濁防止に関する情報の収集、連絡に関すること。
- 2 河川の汚濁防止対策の促進に関すること。
- 3 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関・団体をもって組織する。

(座 長)

第5条 協議会に座長を置き、北海道オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長を充てる。座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第6条 協議会は座長が必要と認めたときに随時召集する。

(関係者の出席)

第7条 座長は、協議会の運営上必要がある時は、当該事項に関係のある機関団体、学識経験者等必要と認められる者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については座長が定めることができる。

付 則 この要領は、昭和59年12月 7日から施行する。
 この要領は、平成11年 3月 8日から施行する。
 この要領は、平成15年 3月 6日から施行する。
 この要領は、平成17年 3月14日から施行する。
 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
 この要綱は、平成24年 3月21日から施行する。
 この要綱は、平成25年 3月22日から施行する。
 この要領は、平成26年 3月18日から施行する。